

前橋市個人情報保護審査会（第5回）会議議事録

- 1 日 時 令和7年8月5日（火）
午後2時15分から午後3時10分まで
- 2 場 所 前橋市本庁舎3階31会議室
- 3 出席者 個人情報保護審査会 小磯会長、西村委員、長谷川委員、松本委員
事務局 信澤参事、赤尾係長（文書法制課）
中嶋課長、高橋課長補佐（情報政策課）
利根川課長補佐、齋藤主任、小林主事（市民税課）

4 次 第

(1) 開会

(2) 審議・報告事項

特定個人情報保護評価書第三者点検について

(3) その他

(4) 閉会

5 審議・報告事項について

(1) 議事録署名人について

会長が、議事録署名人に西村委員を指名した。

(2) 特定個人情報保護評価書第三者点検について

事務局から、特定個人情報保護評価書第三者点検について説明があった。

○質疑

(小磯会長)

このマイナポータル申請管理をネットで検索すると、ぴったりサービスというものが出てきます。これは転居届等ができるシステムかと思いますが、マイナポータル申請管理とぴったりサービスの関係はどうなっているのでしょうか。

(市民税課 利根川課長補佐)

ぴったりサービスは住民側のシステムで、マイナポータル申請管理は自治体側のシステムです。ぴったりサービスから申請された内容について、マイナポータル申請管理システムを通して、管理やデータのダウンロード等を行っています。

(小磯会長)

（特定個人情報保護評価書（全項目評価書）13ページ）別添1「事務の内容」の図で、利用者はどこに当たりますか。

(情報政策課 中嶋課長)

左上の納税義務者等に当たります。

(小磯会長)

マイナポータルでダウンロードしたデータは、前橋市の管理下にある場所で厳重に管理されているということによろしいですか。

（情報政策課 中嶋課長）

そのとおりです。2か所の生体認証装置が施されている場所となります。

（小磯会長）

データの保存期間が1年間とされているのは、何か理由があるのでしょうか。

（市民税課 利根川課長補佐）

税務システムに取り込んだ後のデータについては、不要となるものですが、税務システムに取り込まれなかった場合等の不測の事態に備え、一定期間保存するものです。（毎年新しい申請が行われるデータであるため）1年間の保存で、該当データに関する事項はほとんどなくなることから、保存期間を1年としています。

（小磯会長）

個人番号カードの署名用電子証明書とは、どのようなもののでしょうか。

（情報政策課 高橋課長補佐）

電子証明書の暗証番号（秘密鍵）とデジタル庁側の暗証番号（公開鍵）が組み合わせることによって通信を行う仕組み（公開鍵暗号方式）となっています。署名用電子証明書の暗証番号は6桁から16桁です。

（小磯会長）

マイナポータルシステムにアクセスできる端末を制限するとのことですが、端末を制限したうえで、職員も制限しているという認識でよろしいのでしょうか。

（情報政策課 中嶋課長）

そのとおりです。

（松本委員）

セキュリティに関して専用ソフトを用意するとの記載がありますが、OS提供各社がセキュリティ面に力を入れているため、2年から3年後には専用ソフトは不要になると思われます。現時点ではもちろん必要ですが、数年後には必要なくなるということも念頭においてほしいと思います。

（長谷川委員）

今回のパブリックコメントは回答件数が44件と多くなっていますが、何か働きかけを行ったのでしょうか。

（市民税課 利根川課長補佐）

税理士会や税務署等の関係者が集まる会議の場にて周知を行いました。

（長谷川委員）

最近は様々なシーンで多要素認証を求められることが多くありますが、IDとパスワードのみの認証方法で問題はないのでしょうか。

(情報政策課 高橋課長補佐)

現時点でシステムログイン時の認証は、IDとパスワードのみとなっています。しかし、端末自体へログインする際、システムログイン時とは別のIDとパスワードの入力が必要となるため、問題ないという認識です。

なお、システム自体は国のシステムであることから、現状ではシステムログイン時には、多要素認証に対応しておりません。

(長谷川委員)

アクセス権限の確認や不正と見られる操作があった場合、アクセス履歴等の確認をするとの記載がありましたが、不正利用はどのように察知しているのでしょうか。AI等が導入されているのでしょうか。

(情報政策課 中嶋課長)

不正利用の察知については、特段の仕組みがあるわけではなく、また業務時間中はシステムを使用していることから判断が難しい状況です。そのため、周囲に誰もいないと想定される時間帯に一人で使用している等、不審な動きが見られた場合にアクセス履歴の確認を行っています。

6 その他

議事録の取扱いについて

議事録の取扱いについて、次のとおり事務局から説明があり、審査会から了承された。

- ・事務局で案を作成した後、各委員に郵送で案を送付するので、確認していただきたい。
- ・意見がある場合は、事務局に連絡をいただきたい。
- ・承認される場合は、承認書を返送していただき、各委員の承認が得られたら、会長と議事録署名人に署名をしていただきたい。

7 閉会 午後3時10分

前橋市個人情報保護審査会運営要領第8条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 7 年 7 月 29 日

前橋市個人情報保護審査会

会長 小磯 正康

前橋市個人情報保護審査会

委員 西村 淑子